

(1) 宇部工業高等専門学校学寮管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇部工業高等専門学校学則第41条第3項の規定に基づき、本校における学寮の管理運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(学寮の目的)

第2条 学寮は、学生に勉学上適正な環境を与え、規律ある共同生活をとおして人間形成を助長し、高等専門学校教育の徹底を図ることを目的とする。

(学寮指導員)

第3条 学寮に学寮指導員を置く。

2 学寮指導員は、寮生の日常生活の相談及び世話を当たる。

(教員の指導宿泊)

第4条 学寮には、授業期間中毎日教員が宿泊し、寮生の指導の実施に当たる。

(指導寮生)

第5条 校長は、高学年の寮生の中から適任者を選び、低学年の寮生の指導を補助させことがある。

(学寮委員会)

第6条 学寮の円滑な運営をはかるために必要な事項は、宇部工業高等専門学校学寮委員会において審議する。

2 学寮委員会の規則については、別に定めるところによる。

(入寮)

第7条 入寮を希望する者、又は前学年度に引き続き在寮を希望する者は、その理由を付して保証人連署の入寮願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の願い出に対する入寮の許可は、その学年末までとする。

3 入寮の時期は、原則として学年始めとする。ただし、定員に欠員を生じたときは、希望者を募集し、選考の上入寮を許可することがある。

(寄宿料)

第8条 寮生は別に定める寄宿料月額を毎月の末日までに納入しなければならない。

ただし、8月分は、7月分と同時に納入するものとする。

2 入退寮の日が月の途中である場合も、寄宿料は1ヵ月分を納入しなければならない。

(諸経費)

第9条 学寮において、寮生が私生活のために消費する光熱水料、食費等は寮生の負担とする。

2 食費、その他の経費の細目は、別に定める。

3 寮生は、前項の経費を所定の期日までに、納入しなければならない。

(施設、設備の保全)

第10条 寮生は、居室、共同施設、その他学寮の施設を正常な状態に保全するため次の各号に定めるところに従わなければならない。

(1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。

(2) 居室には部外者を宿泊させないこと。

- (3) 学寮施設に許可なく掲示、貼紙等をしないこと。
- (4) 施設、設備を滅失、汚損しないこと。
- (5) 防火管理、保健衛生管理、災害防止、その他学寮施設の管理運営上必要とする事項については学校の指示に従うこと。
- (6) 環境を清潔に整備すること。

2 学寮の施設、器物を汚損又は紛失したときは、事情により、相当金額の一部又は全部を弁償させことがある。

(共同生活の自主的規律)

第11条 寄生は、寮務主事の指導の下に寮生活を自律的に運営するための組織を作ることができる。

2 前項により組織された団体の規約及び活動については、校長の承認を得なければならぬ。

(生活規律)

第12条 寄生は、別に定める学寮に関する諸規則を守らなければならない。

(保健衛生)

第13条 寄生は、環境の清潔整頓に努めるとともに健康の維持増進に留意しなければならない。

2 寮務主事は、寄生に健康管理上問題があると判断した場合、学校医等と相談の上適宜処置することがある。

(退寮)

第14条 寄生で退寮を希望する者は、保証人連署の退寮願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 寄生が休学を許可されたとき、及び出席の停止を命ぜられたときは、その期間、原則として在寮させないものとする。

3 長期休業中だけの退寮は認めない。

(退寮処分)

第15条 寄生が、次の各号のいずれかに該当するときは、校長は退寮を命ずることができる。

- (1) 3か月以上寄宿料又は第9条に定める諸経費の納入を怠ったとき。
- (2) 共同生活の秩序を著しく乱す行為のあったとき。
- (3) 病気その他保健衛生上の理由により共同生活に適しないと認めたとき。

2 退寮を命ぜられた者は、速やかに退寮しなければならない。

(寄生以外の者の宿泊)

第16条 寄生以外の者が、学寮に宿泊する必要がある場合は、校長に宿泊を願い出て、その許可を受けなければならない。

(寄生心得)

第17条 この規則に定めるもののほか、学寮に関する必要事項は別に定める寄生心得によるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(2) 宇部工業高等専門学校寮生心得

寮 訓

自律・友愛・協調

自律………自主的に規則正しい生活を身につける。

友愛………友情あふれる温かい人間関係をつくる。

協調………協力して良い環境づくりに努める。

1 生活

共同生活の意義を自覚し、規律正しい生活をするとともに、自由時間、余暇を善用する。

(1) 自己の所在

自己の所在を明らかにし、責任のある行動をする。

(ア) 点呼

- ・寮生は必ず点呼に出席しなければならない。また、点呼後は外出してはならない。
- ・特別な理由で点呼に出席できないときは、必ず寮務主事に届け出ること。
- ・点呼責任者は、確実に点呼を行い、点呼簿に記入する。
- ・不明者がいるときは速やかに寮務室へ届け出る。

(イ) 帰省、外泊、外出

- ・宿泊を伴う帰省をするときは、帰省願を寮務室に提出する。
- ・次の理由により外泊するときは、外泊願を寮務室に提出する。
 - ① 学校行事
 - ② 学校の承認を得て行う課外活動・学生会行事
 - ③ 病気による入院等
 - ④ その他、寮務主事が認める特別な場合
- ・女子寮生の場合は、女子帰省許可証兼確認書、又は、女子外泊許可証兼確認書を持って外泊し、帰寮の際、外泊先の印をもらった確認書を寮務室に提出する。

ただし、学校行事等の場合の外泊先の印は、学校側の責任者の印で代えることができるものとする。

- ・帰省、外泊、外出するときは、同室者にも行き先、帰寮日時等を知らせておく。
- ・届け出の帰省、外泊期間内に帰寮できないときは、寮務室に連絡する。
- ・帰寮予定時間が相当経過しても帰省、外泊（外出）者が帰寮しないときは、同室者は寮務室に届け出る。
- ・自由外出時間は、平日は放課後から夜の点呼まで、休業日は起床から点呼までとする。

(2) 食事関係

- ・食事は所定の時間に食堂でとる。また、マナー向上に心がける。
- ・欠食届は、欠食しようとする日の2日前の昼休み時間までに、寮務室に提出する。
- ・給食以外の調理を要する食事の調理及び喫食は、補食室で行う。

2 学習

自習時間中は静粛にして、学習に専念する。

(1) 自習時間

- ・自習時間中は雑談、放歌等他人に迷惑になることは慎む。
- ・みだりに他人の居室に入り出さない。
- ・クラブ活動のミーティング等は、自習時間を避ける。

(2) 寮内放送その他

- ・放送するときは、簡潔に要領良くする。
- ・自習時間中の呼び出し放送は、本人の居住棟だけにする。
- ・居住棟談話室のテレビ視聴時間は、平日20時30分まで、休日の前日は23時までとする。

3 札儀及び保健衛生

お互いに礼儀をわきまえ、協力して身辺の清潔に努める。

(1) 礼儀

- ・他人に迷惑が掛かるような行為は慎む。
- ・気持ちよい挨拶を励行する。

(2) 保健衛生

- ・病気になったときは本人、又は同室者は寮務室に届け出て、指示に従って健康の回復に努める。
- ・居室内では上履きを使用し、外庭用の履き物と区別するよう心がける。
- ・寝具、衣服類などは清潔にしておく。
- ・居住棟内の清掃は毎日行い、環境の美化に努める。

4 日課

日課時間は共同生活の基礎であり、次の時間表に従って行動する。

起 床	7:20	点 呼 及 び 門 限	女 子	20:40
朝 食	7:40～8:30		1・2学年	20:30
昼 食	11:55～12:50		3・4学年	20:50
夕 食	17:40～19:40		5学年	21:00
入 浴	18:00～21:30		留学生	21:10
			自 習 (注1)	点呼後 ～22:50
			消 灯 (注2)	23:00

(注1) 休業日の前日は自習時間を設けない。

(注2) 試験開始2週間前からは午前1時、試験時間割発表日から試験終了の前日までは午前2時までスタンドによる延灯ができる。

5 留意事項

共同生活では不慮の事故が発生しやすいので、平素の備えを十分にしておく。

(1) 火災予防・設備保全

- ・火災又は非常の事故を発見したときは、直ちに臨機の処置をとるとともに寮務室に連絡し、その指示に従って行動する。
- ・寮生は、寮で行う消防訓練に参加する。
- ・ガスを使用するときは、慎重な注意をはらう。
- ・備付け以外の電気器具を使用するときは許可を得る。電気料金は個人負担とする。
- ・寮内外の施設、備品を損傷した場合は、直ちに寮務室に申し出る。また、備品類は勝手に移動、分解等をしない。

(2) 盜難予防

- ・自己の所持品に記名するなど管理に注意し、特に現金、貴重品の保管に気をつける。
- ・不必要的現金は所持しないで、郵便局等の預貯金を利用する。
- ・居室を留守にするときは、必ず施錠する。
- ・万一、盗難にあったときは、速やかに寮務室に届け出る。

(3) 車両

- ・車両の寮内持ち込みは、原則として禁止する。ただし、やむをえない事由によって持ち込みを希望する者は、許可願を提出し許可を受ける。
- ・車両及び自転車は、所定の場所に整然と置く。

(4) 暴力禁止

- ・いかなる場合も暴力を用いない。
- ・暴力のおそれがあるときは、教員に申し出てその措置を講じてもらう。

(5) その他

- ・長期休業中は、原則として閉寮する。
- ・寮内で飲酒、喫煙、麻雀をしない
- ・寮生以外の者を許可なく宿泊させない。
- ・寮生は特別の場合以外は自室で寝ること。
- ・寮内では動物を飼育しない。

附 則

この心得は、昭和63年10月16日から施行する。

附 則

この心得は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成18年4月1日から施行する。